

2023年度
全国統一要約筆記者認定試験
筆記試験 問題用紙

2024年2月18日（日）

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収します。メモなどを消す必要はありません。

I-1 次の各問いの2つの文の正誤について、適切な記号を記入しなさい。

- (1) a 空気の振動は液体の振動に変換されるときに小さくなる。
b 耳介から入った音は外耳道により、母音が聞き取りやすくなるよう音が増幅される。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a オーディオグラムの縦軸は聴カレベルで下に行くほど音が大きくなり、横軸は周波数で右に行くほど音は高くなる。
b 検査したすべての周波数で25dB未満の場合を正常の聴カという。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a 語音明瞭度とは語音（ことば）の聞き取りの度合いを決められた単音節が聞き取れる音の大きさ[dB]で示すものである。
b 感音難聴があると聞きやすい大きさで音を聞いても不明瞭で、ひずんで聞こえる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (4) a 聴覚補償における段差となる「距離」や「騒音」を解決する方法の1つが補聴援助システムの活用である。
b 聴覚補償における段差となる「早口での会話」は、音節で区切りながら話をする
と聞き取りやすくなる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 人工内耳は内耳に埋め込まれた電極で有毛細胞を刺激するものである。
b 人工内耳はリハビリテーション後に「音入れ」が必要である。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文の空欄に当てはまる語句を記入しなさい。

(①) 者	言語獲得期以前から最重度の聴カ障害があり(④) を母語として育った人、あるいは言語獲得期以降に失聴した場合でも、主要なコミュニケーション手段が(④) であるような人。
(②) 者	(⑤) を獲得した後、おおむね思春期以降、もしくは成人してから失聴した人。
(③) 者	補聴器の使用によって(⑤) の識別がある程度まで可能であり、(⑤) を通常のコミュニケーション手段としている人。

I-3 次の文の空欄に当てはまるもっとも適当な語句を、下の選択肢から選んで記号を記入しなさい。(同じ記号を繰り返し使うことがあります。使わない記号もあります。)

- (1) (①) 難聴は、音(振動)の伝わりが阻害されるために生じる難聴である。主な原因としては、(②)、(③)などがある。
- (2) (④) 難聴は、内耳以降が障害された難聴である。主な原因としては、(⑤)(⑥)、(⑦)などがある。
- (3) (①)系と(④)系にも障害がある場合を(⑧)難聴という。
- (4) 急性疾患を除き、治療が困難なことが少なくない難聴は(⑨)難聴である。
- (5) 補聴器の効果が比較的得やすいのは(⑩)難聴である。

ア 軽度	イ 先天性	ウ 高度	エ 複合	オ 耳小骨離断	カ 突発性
キ ウィルス	ク 感音	ケ 加齢	コ 中等度	サ 伝音	シ 騒音
ス 後天性	セ 耳硬化症	ソ 耳鳴	タ 混合	チ 後迷路性	

I-4 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) つち骨、きぬた骨、あぶみ骨の3つの耳小骨がつながって耳小骨連鎖を作っている。
- (2) 鼓膜の17分の1の面積しかないあぶみ骨に振動を集約することで、耳管に効率的に振動が伝えられる。
- (3) 大脳皮質聴覚野は、聴神経を通じて伝わった電気信号を音として感じ取る。
- (4) 左右各耳の難聴の程度を代表して表す平均聴カレベルは身体障害者福祉法では、4分法による算出が行われる。
- (5) 「聞こえる」ことは、音から情報をつかむことであり、「聞き取る」ことは音の有無を判断することである。
- (6) 身体障害者福祉法では聴覚・言語機能の障害により、「音声言語により意思疎通を図ることに支障がある」身体障害者を「聴覚障害者等」という。
- (7) 聞こえに不自由を感じる人の数は、日本では人口の5～10%と見られている。
- (8) 難聴は聞こえの度合いや状況も人によりまちまちだが、他の障害に比べて対応方法がわかりやすく、周囲からは適切な援助を受けやすい障害である。

(9) 補聴器は聴覚障害者の補装具であり、医師の診断を必要とする専門性の高い地域生活支援事業である補装具費支給は市町村を通じて都道府県が行う。

(10) 意思疎通支援事業に係る市町村間の連絡調整事業は、派遣に係る市町村の必須事業である。

II - I 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

(1) 「基本的人権」は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、ただ人間であることを理由として認められるもので、「基本権」などとも呼ばれる。

(2) 社会権とは、資本主義社会における貧富の差の拡大や失業、労働条件の劣悪化といった弊害から経済的・社会的な弱者を救済するために認められた人権である。

(3) ノーマライゼーションとは、知的障害のある子どもたちの社会復帰に関連して、機能回復の訓練を行い、子どもたちの自己決定を可能な限り尊重していこうとする理念である。

(4) アメリカでは、1960年代に「貧困の再発見」といわれる問題が表面化したため、社会保険や国家による扶助、任意保険の体系を盛り込んだ政策が展開された。

(5) 1951年に制定された社会福祉事業法は、2000年に社会福祉法へと改正され、「措置から契約へ」「地域福祉の推進」などの視点に立った新しい福祉サービスの時代に入った。

(6) 2011年には、障害者基本法の抜本的改正が行われ、発達障害が知的障害の範疇^{ちゅう}に位置付けられ、障害者差別を生み出すあらゆる社会・環境要因を指す「社会的障壁」ということばが入れられた。

(7) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称：障害者差別解消法）は2021年に改正され、合理的配慮の提供が努力義務であった民間事業者も法的義務となった。

(8) 障害者権利条約の第2条で定義された「意思疎通」では、音声言語だけでなく、手話、要約筆記、指点字、点字、機器による支援など多様なコミュニケーション手段を認めなければならないと指摘している。

(9) 心理的な問題を抱えている人は、混乱して冷静に考えることができなくなっているため、コミュニケーションにおいては、指示指導的な言動によって、まずは落ち着いてもらうことが求められる。

- (10) シンパシーとは、まさに感情を共にすることであり、ドラマや映画を見ていて主人公と気持ちを一つにすることなどの情緒的な一体感を表す。

II-2 次の文の空欄に当てはまる語句を記入しなさい。

- (1) 「国家による自由」ともいわれる社会権には、(①) 権 (25条)、教育を受ける権利(26条)、勤労の権利(27条)、(②) 基本権(28条)が認められている。
- (2) リハビリテーションは、第一次・第二次世界大戦での負傷者の社会復帰に関連して(③) 回復訓練というとらえ方であったが、その後、障害者の人権、自己決定の考え方の広がりから「(④) 的復権」の意味でとらえられるようになった。
- (3) 身体障害者福祉法は、1990年に改正され、第1条では「身体障害者の(⑤) と社会経済活動への参加を促進する」ことが目的とされ、第2条では、「すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、(⑥) その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と明記された。
- (4) 1997年にまとめられた「社会福祉基礎構造改革について」は、「自らの(⑦) だけでは自立した生活を維持できない場合に、(⑧) の考え方に立った支援が必要となります」という視点を基盤にしている。
- (5) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(略称：障害者虐待防止法)では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、(⑨) などに障害者虐待防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して(⑩) を課している。
- (6) 「受容」は、本人のコントロールすることのできない(⑪) に対する態度であって、コントロールすることのできる(⑫) に対しては、必要に応じて制止しなければならない。
- (7) 要約筆記者の倫理綱領前文では、「すべての人の(⑬) を認め、」「通訳現場における(⑭) の保持」を行い、専門職として社会への「(⑮) に努めます」と宣言されている。

II-3 次の問題を読んで選択肢から当てはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 受益権(国務請求権)と呼ばれている人権に該当しないのはどれか。
ア 財産権 イ 裁判を受ける権利 ウ 国家賠償請求権 エ 刑事補償請求権
- (2) 「日常生活動作」を表していることばはどれか。
ア QOL イ ADL ウ ADA エ ICF

- (3) 日本国憲法第25条第2項に該当しないものはどれか
ア 社会福祉 イ 社会保障 ウ 公衆衛生 エ 公的扶助
- (4) 対人援助について述べた文で適切でないものはどれか。
ア 援助者とクライアントが援助対象を共有することから援助が始まる。
イ クライアントの否定的な言動などをすべて受容することで援助関係は形成される。
ウ 援助過程は、援助対象に応じて異なる。
エ 日常的な心配りや専門的な活動であっても援助である限り、対象・関係・過程が見られる。
- (5) 要約筆記者に求められる専門性に該当しないものはどれか
ア 社会福祉の理念を理解していること
イ 要約筆記技術をもって通訳作業を実践できること
ウ 対人援助にかかわる者として他者の育成ができること
エ 聴覚障害者の権利擁護の観点から通訳できること

Ⅲ-1 次の文の空欄に、当てはまる語句を記入しなさい。

- (1) 話に追いつく同時性のために、(①) ともいうべきテクニックを使う。はじめに、(②) (③) によりそぎ落としを行い、意図を含んだ部分を残す。
③には、話しことばで多用される(④) を抜くなどが含まれる。
次に、意図を含んだ部分を大別して2つの方法、(⑤) (⑥) で短く書き表す。日本語は、(⑦) 語であることから、⑥により前の文を早く表出し終えられる。また文字化せず伝える方法として、(⑧) を活用する。その場にある(⑨)、その場の(⑩) からの⑧がある。
- (2) 要約筆記には、(⑪) (⑫) という2つの思想があり、なすべき役割が明らかにされている。
また、社会福祉の理念を理解していること、「通訳」行為に対する自覚的な理解などを内容とする(⑬) では要約筆記者に求められる専門性が示され、新しい要約筆記者像が描かれている。
- (3) 全体投影では、共通した考え方に基づく(⑭) が必要となる。個人に対するノートテイクでは、通訳技術とともに、(⑮) の理論や技術がさらに必要となる。

Ⅲ-2 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) コミュニケーション行動の起こっている環境や背景を文脈という。
- (2) 物語の基本構造で、クライマックスでは、危機が3回繰り返される。
- (3) 要約文には統一表現が表れる。例えば、犬、猫、ウサギを「ペット」と表現するものがこれにあたる。
- (4) 情報の伝達場面での効果のうち、新聞の見出しで内容の大枠をつかむのは、「意図の明確化」である。
- (5) 要約筆記者の仕事がしやすいよう環境を整備するのは、主催者の役割である。
- (6) 音声情報を保障する中で文字によるものは、要約筆記のようにその場で文字化されコミュニケーションに使われるものと、字幕のように前もって準備でき著作物の享受に利用されるものに大別される。
- (7) 三原則の「正しく」は、発言の一字一句をもれなく文字にすることである。
- (8) 阻害する様々な要素によりコミュニケーションがうまくいかない状況を、コミュニケーションノイズという。
- (9) パラグラフは、主題文、支持文から成る。
- (10) 社会福祉の専門職として、対人の仕事にかかわるうえで指針になるのが倫理綱領であり、各現場でマニュアルとして守ることが重要となる。

Ⅲ-3 アからエを古い順に並べて解答欄に記号を記入しなさい。

(1)

- ア. みみより会設立
- イ. 全日本ろうあ連盟設立
- ウ. 鹿児島県難聴者協会設立
- エ. 新光会設立

(2)

- ア. 第1回全国要約筆記関係者懇談会開催
- イ. 「耳マーク」の制定、普及運動の開始
- ウ. 『音から隔てられて』の刊行
- エ. 全国難聴者組織推進単位地区研究協議会が京都で発足

(3)

- ア. テレビの字幕放送拡充運動
- イ. 要約筆記奉仕員養成事業開始
- ウ. 全難聴・全要研から「要約筆記活動の基本方針」が出される
- エ. 「国連障害者の10年」開始

(4)

- ア. 障害者権利条約の国連総会での採択に向けて全難聴のJDF委員がロビー活動
- イ. 全難聴で「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」開始
- ウ. 社会福祉法改正で要約筆記事業が第二種社会福祉事業として法定化
- エ. 厚生省が要約筆記奉仕員養成カリキュラムを通知

(5)

- ア. 障害者自立支援法、地域生活支援事業で要約筆記者の派遣が必須事業に
- イ. 厚生労働省が要約筆記者養成カリキュラムを通知
- ウ. 地域生活支援事業で要約筆記者の派遣、養成が義務化された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）の施行
- エ. 第1回全国統一要約筆記者認定試験実施

Ⅲ-4 要約筆記者としてとるべき対応を答えなさい。

(1) 講義とグループワークを繰り返す形の新人研修での全体投影（4人派遣）の場。資料配布は、必要なところで司会者が行うことになっていた。ところが、途中で司会者が呼び出されて退室してしまった。受付担当者は後ろに控えている。講師は司会者がいないことに気づき、要約筆記者に司会者はどうしたかと聞いた。待機の要約筆記者が退室したらしいと答えると、代わりに資料配布を依頼された。待機中だったので手伝い、その後も順に待機者が資料配布を手伝った。

1. この対応は適切か適切ではないか。解答欄のAかBに○をつけなさい。
2. 不適切な場合は理由を2つ、それぞれ30字以内で書きなさい。
3. どうすれば良かったか。30字以内で書きなさい。

(2) 今年度、役員になった難聴者が毎月、自治会の役員会に出席。そのノートテイク現場で決められた席に座ると、すぐ会長が近づいてきた。「先回の要約筆記者に言われて、今回はレジュメを細かく作った。確認して。」と言われた。確認して即座に「前の要約筆記者がお願いしたんですね。知りませんでした。ありがとうございます。」と答えた。「他にも何かある？」と言われ、「ここの席は要約筆記が利用しづらいので反対側に変えてください。」と頼んだ。快く了承されたので、難聴者とともに席を移った。上記の対応で、要約筆記者としての視点、行動の良い点を2つ、問題点を3つ書きなさい。

IV-1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 世界には3000とも7000とも数えられる言語が存在するが、そのすべてについて系統的なつながりのあることが解明されている。
- (2) 言語として人間が発する実際の音のことを「音声」というが、現代日本語で「しⁱんぶⁱⁱん(新聞)」を発音すると、「ⁱん」と「ⁱⁱん」の音声は異なる。
- (3) アクセントとは、単語を発音する際の、社会的に習慣づけられている相対的な音の高低や強弱の関係のことである。
- (4) 「外来語」とは、「合羽(カッパ)」や「ナイフ」のように、もとは外国語だったもので、現在ではすっかり日本語になってしまっている単語のことである。
- (5) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示第1号、2010年改正)によれば、エ列長音は「ねえさん」のように「え」を使うが、「とけい(時計)」のように「い」を添えて書く語も多い。
- (6) ローマ字の表記法については、訓令式表記とヘボン式表記があり、「ち」を「chi」と表記するのが訓令式表記、「ti」と表記するのがヘボン式表記である。
- (7) ひらがなやローマ字のように、音節や単音を表す文字を表音文字という。
- (8) 「もうすぐ 最終列車が 出る。」と「兄は 来年 大学を 出る。」の2つの文で使われている「出る」という単語は多義語の関係である。
- (9) 通常、どんな人でも、理解語彙よりも表現語彙のほうが豊富であるのが普通である。
- (10) 文の構造の観点からみると、「太郎が 絵本を 読む。」の「太郎が」は主語であり、「読む」は述語である。

IV-2 次の文章の()に適切なことばを漢字で書きなさい。

- (1) 日本語の「ヤ ユ ヨ」の文字で表される音の / ja ju jo / の / j / は、母音 / i / を子音のように用いており、(①)と呼ばれている。
- (2) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、話し手の知りたいことを聞き手に尋ねている文を「(②)文」という。

- (3) 品詞の中で (③) は、ひと・もの・ことなどを名づけている単語で、活用することがなく、その最も重要な働きは、「～が」「～は」の形で「文の主語になることができる」ということである。
- (4) 母親のことを「おかあさん」「おふくろ」「ママ」「かあちゃん」などと使い分けて、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を「単語の(④)」といい、「『おふくろ』と『ママ』とでは(④)が違う」という。
- (5) 現代日本語の動詞において、「たたく」のように、文の中で働きかける対象としての「～を」を必要とする動詞を(⑤)という。

IV-3 次の文章の()に当てはまるものを①～④のうちから1つ選びなさい。

- (1) 日本語で「語彙」という単語は、(①1 ②2 ③3 ④4)音節である。
- (2) 「常用漢字表」(2010年内閣告示第2号)の表中には、次の下線部(①胚芽 ②皮膚 ③憂鬱 ④曖昧)の漢字は含まれていない。
- (3) 「昨日の 学芸会で 妹が 楽しそうに 踊った。」という文で、「楽しそうに」は(①昨日の ②学芸会で ③妹が ④踊った)を修飾している。
- (4) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示第2号、1981年、2010年に一部改正)によれば、「かならず」「うごかす」「あわれ」は、それぞれ(①「必らず」「動かす」「哀れ」、②「必ず」「動す」「哀れ」、③「必ず」「動かす」「哀われ」、④「必ず」「動かす」「哀れ」と表記されるのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について(2010年内閣訓令第1号)」によれば、次の①～④のうち()の表記が望ましい。
- ① 今、我々が行っていることは、はたして、本当に正しいのかどうか、早急に調べて報告して下さい。
- ② 今、われわれが行っていることは、果たして、本当に正しいのかどうか、早急に調べて報告して下さい。
- ③ 今、われわれが行っていることは、はたして、本当に正しいのかどうか、早急に調べて報告してください。
- ④ 今、我々が行っていることは、果たして、本当に正しいのかどうか、早急に調べて報告してください。